

# 仁淀川流域住民の意見を聴く会 (土佐市会場) 議事録

令和6年5月25日(土)

10:00~11:00

土佐市役所 3階会議室

## 1. 開会

○司会(宮地事業対策官)

定刻となりましたので、ただいまより土佐市会場での仁淀川流域住民の意見を聴く会を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます、国土交通省高知河川国道事務所事業対策官の宮地と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開催に先立ちまして、お手元にお配りしています資料の確認をさせていただきます。まず、A4の1枚もので「議事次第」。2枚目に「開催にあたってのお願い」。「仁淀川水系河川整備計画変更原案に関する説明資料」。「仁淀川ニュースレター」。「変更原案に対するご意見」。この5種類でございます。不足がございましたら、お近くの事務局スタッフまでお申し付けください。また、変更原案につきましては、会場後方にあります机に置いてありますので、必要でしたら、お持ち帰りください。本日の会議につきましては、全体で2時間を予定しています。長時間ではございますが、よろしくお願いいたします。

次に、会場の皆様をお願い申し上げます。本日の会議は、記録のため、録音等を行わせていただきます。注意事項等につきましては、配布しております開催にあたってのお願いをご一読いただき、円滑な会議の開催にご協力をお願いいたします。また、皆様から頂きましたご意見等につきましては、お名前等の個人情報を除き、四国地方整備局および高知県の考え方を付して、ホームページ等にて公表いたします。どうぞご理解、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、高知河川国道事務所副所長、壬生よりご挨拶申し上げます。

○事務局(壬生副所長)

皆さん、おはようございます。国土交通省高知河川国道事務所副所長の壬生と申します。本日は、仁淀川流域住民の意見を聴く会に大変お忙しい中ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃は仁淀川の河川清掃などを通じまして、河川行政へのご理解とご協力いただいておりますことを、厚くお礼申し上げます。

近年、皆様もご存知かとは思いますが、地球温暖化に伴う気候変動の影響によりまして、全国的にも水害が頻発、激甚化しています。仁淀川におきましては、これまで国、高知県、流域の市町村等で構成します、流域治水協議会において、これらの気候変動に伴う河川流量が増加

した場合においても、目標とする治水安全度が確保できるような対策について、検討を進めてまいりました。昨年8月には全国初めてとなる気候変動を踏まえた追加対策案を取りまとめた流域治水プロジェクト2.0を策定したところです。

今回は、そのプロジェクトで位置付けました治水対策などを、仁淀川水系河川整備計画の変更原案に反映し、5月16日に公表したところです。本日は、その変更原案をご説明させていただくとともに、その後質疑応答の時間を設けております。皆様方から忌憚のないご意見を頂戴いたしますことをお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひします。

## 2. 議事 仁淀川水系河川整備計画【変更原案】について

### ○司会（宮地事業対策官）

それでは、議事2の仁淀川水系河川整備計画変更原案について、事務局よりご説明します。

### ○事務局（中村調査課長）

高知河川国道事務所調査課の中村と申します。資料に沿って説明をさせていただき、その後、皆さまからご意見、ご質問等をお受けする形で進めさせていただきます。

1 ページ目です。まず、河川整備計画とは、について最初に説明させていただきます。河川整備計画とは、河川法で策定が定められているもので、河川整備計画の前に、その前提となる河川整備基本方針がございます。河川整備基本方針は、河川工事、河川維持の基本となるべく方針に関する事項を定め、長期的な河川整備の最終目標を定めたものとなっております。仁淀川では、平成20年3月に策定しています。河川整備基本方針に沿って、計画的に河川の整備を実施すべき区間、河川整備に関する計画を定め、中期的かつ具体的な整備の内容を定めたものが河川整備計画です。仁淀川の河川整備計画は、平成25年12月に策定しており、その後平成26年の台風による災害を受けまして日下川、宇治川での浸水対策を追加し、平成28年12月に変更を行っております。河川整備計画に基づいて、これまで仁淀川での河川整備を行ってききましたが、今回この河川整備計画を変更します。

2 ページ目です。仁淀川の河川整備基本方針と河川整備計画の概要です。河川整備基本方針では、伊野地点で流れてくる水の量17,000m<sup>3</sup>/sのうち洪水調節施設等で調節して伊野地点で14,000m<sup>3</sup>/sを安全に流すことを目標に河川整備を行うと基本方針で定めています。この基本方針を基に、中期的な整備目標を定めたのが河川整備計画です。河川整備計画は概ね30年で整備する目標を決めたもので、流量としては八田堰上流の伊野地点で11,000m<sup>3</sup>/s、八田堰下流で12,900m<sup>3</sup>/sという目標を定めて、その目標に基づいて主に30年で実施する河川整備のメニューを河川整備計画の中で定めています。これまで上流の加田地区での堤防整備、新日下川放水路、下流の用石地区では河道の掘削等を進めてきました。

3 ページ目です。仁淀川の河川整備計画を変更する大きな目的は、気候変動を踏まえた治水計画の見直しです。これまで洪水などを防御する計画は、過去の降雨等に基づいて作成してき

ました。しかし近年の気候変動の影響による降雨量の増大などを考慮しますと、現在の計画の整備が完了した時点では、実質的に目標として安全度を確保できない恐れがあることが近年分かっています。そのため、今後の気候変動による降雨量の増加を考慮した計画の見直しを全国の河川で順次進めており、仁淀川でも気候変動を踏まえた治水計画の見直しを行います。

今後世界の平均気温の上昇を2℃に抑えるというシナリオの下、2℃上昇した場合を想定しますと、降雨量がこれまでの約1.1倍、流量は約1.2倍になると試算されており、降雨量が約1.1倍になった場合を想定して、仁淀川の治水計画を見直します。

4 ページ目が、仁淀川の河川整備計画変更に係るスケジュールです。今回、変更原案という変更する内容のたたき台を5月16日に公表しました。この変更原案について、パブリックコメントや本日本土佐市役所で行っております流域住民の説明会、また、有識者による学識者会議を5月21日に開催し、変更原案に関する意見をいただき、いただいた意見に対する対応の検討を行い、現在公表している変更原案を変更案ということで再度作成します。この変更案に基づいて、仁淀川流域学識者会議で、学識者の皆さんに再度ご意見をいただき、事業再評価ということで B/C を検討します。これらの手続きを経まして、その後高知県知事、関係省庁への意見照会を踏まえ、最終的に仁淀川水系河川整備計画の変更が完了する流れになります。

5 ページ目です。ここから変更原案の中身についてご説明させていただきます。まず、仁淀川水系河川整備計画の概要ということで、基本理念、対象区間の変更はございません。対象期間については、変更完了後から概ね30年間という計画目標となっています。

続いて変更原案のポイントですが、大きく5つございます。1点目が、気候変動の影響を踏まえ、河川整備計画の目標を変更します。2点目が、変更した目標に対して、洪水を安全に流下させるため、河道の掘削等の対策を実施しますということで変更した目標に対して、必要な治水対策メニューを記載しています。3点目が、施設の能力を上回るような洪水が発生した場合に備えた対策も実施します。4点目が、流域のあらゆる関係者の協働による流域治水を推進します。5点目が、仁淀川らしい豊かな河川環境の保全・創出を図り、治水と環境の両立を目指した河川整備を行います。

6 ページ目はポイント1の説明です。これ以降の説明は、ポイントごとにポイントの内容、そのポイントが整備計画の変更原案の中で、どこにどのように記載されてるかという説明と、その後補足説明ということで、大きく3段階で各ポイントをご説明させていただきます。

ポイント1は気候変動の影響を踏まえて、河川整備計画の目標を変更です。仁淀川で戦後最大流量を記録した昭和38年8月洪水が気候変動を考慮して、流量が増加した場合でも安全に流下できるように、目標とする流量を変更します。変更後は八田堰上流の伊野地点で目標流量を15,100m<sup>3</sup>/sとし、この内、上流の洪水調節施設で2,000m<sup>3</sup>/s 調節して、伊野地点で13,100m<sup>3</sup>/s を目標とします。八田堰下流の中島地点では、中流の遊水地での調整も考慮し、12,900m<sup>3</sup>/s を河川の中で安全に流すということで、目標を変更することを変更原案に記載しています。

7 ページ、8 ページ目が、変更原案の該当ページです。

9 ページ目が、ポイント1の補足説明です。目標流量の設定の考え方ですが、仁淀川の河川

整備計画策定以降、昭和38年の戦後最大の洪水を上回るような流量はこれまで発生していません。気候変動の影響を考慮して、昭和38年8月洪水の降雨量を1.1倍した雨が流域に流れた時に伊野地点に流れてくる水の量を計算しまして、その計算結果である15,100m<sup>3</sup>/sを今回の目標として設定しています。

○事務局（高知県 坂本チーフ）

県庁河川課の坂本と申します。私の方から県管理区間の説明をさせていただきます。10ページをお願いします。高知県が管理してる仁淀川の支流のうち、下流区間の土佐市を流れる波介川、いの町の宇治川、日高村や佐川町を流れる日下川について、気候変動の影響を踏まえて目標流量などの見直しの検討をしています。波介川について、波介川の下流の波介川水門地点で気候変動の影響により2℃上昇した場合、流量が650m<sup>3</sup>/sになりますが、昨年策定しました流域治水プロジェクト2.0で定めている田んぼダムを取組など、川に雨が入る前の対策をすることによって、川に流れ込む流量を480m<sup>3</sup>/sとし、河川整備を行います。従前の波介川の目標流量は、下流地点で420m<sup>3</sup>/sだったので、約60m<sup>3</sup>/s流量が上がるということになります。その流量で今後、計画的に工事等を実施し、氾濫による浸水被害の発生の防止をしていきます。

次に、長竹川ですが、長竹川は日下川の支流で、日高村と佐川町のちょうど境界付近で日下川に合流していく河川になります。日下川自体は、この間新しい放水路ができましたが、放水路の下流の区間の改修を引き続き実施することに加えて、長竹川の河川改修をすることによって気候変動の影響を極力低減していきます。いの町の宇治川については、枝川地区で天神ヶ谷川という支流があり、そちらの残った区間の改修を実施するとともに、流域治水プロジェクト2.0で定めております、いの町に行っていたポンプの増強などによる対策によって気候変動の影響を極力抑えていきます。

11ページ目が、現行の整備計画と変更原案の対比表になります。右半分は赤字で書いていますが、河川改修に加えて、流域治水プロジェクトに基づいた流域での対策を加えながら気候変動に対応していくことを記載しています。

12ページでは、波介川の流量を見直していることを、お示ししています。

13ページは、日下川の支流の長竹川について、新たに河川整備をしていくことで、今の計画にはありませんが、新たに今回の変更原案に記載しています。

○事務局（中村調査課長）

14ページ目は、ポイント2の説明です。ポイント2は、目標とする流量が変更になりますので、目標の変更に伴い必要な追加の対策メニューの説明で、3点ございます。

1点目が河道の掘削等で、流下能力が不足する区間で河道内の樹木伐採、河道掘削を実施いたします。実施にあたっては、再堆積の抑制、生物の生息環境の保全・創出する形状を検討し、外来種の防除に努めます。

2点目が横断工作物の改良です。八田堰について、現在の魚道等の機能を適切に評価し、利水機能の保持や、自然環境、景観等を考慮した構造、維持管理面への影響を踏まえ、関係機関と今後調整の上、改良の方法についても検討し、必要な対策を実施します。

3点目が洪水調節施設で、既設ダムの有効活用については、計画目標の達成に必要な仁淀川上流における洪水調節機能の確保の可能性について、遊水地や既設ダムの有効活用を中心に必要な調査、検討を今後行っていきます。

次に遊水地です。仁淀川上流部、及び下流部の遊水機能を活かした貯留効果が見込めるような区域において、関係機関と今後調整の上、遊水地の整備について検討します。遊水地の詳細な位置、諸元はまだ何も決まっていませんので、今後地域住民の意向を踏まえ、地域の経済活動や環境面への影響なども考慮して検討します。

○事務局（高知県 坂本チーフ）

15ページです。県管理区間になります。まず波介川について、目標流量を上げましたので、そのことに伴って計画し水位が、図面に H.W.L と書いていますが、その水位が上昇いたします。上昇した水位に対して、堤防の高さが不足する区間が出てきますので、その区間について盛土や堤防を嵩上げして、洪水を安全に流下するような対策をとっていきます。

次に、日下川の支流の長竹川ですが、県管理区間、全区間で流下能力が不足しており、川を掘削して川の幅を広げたり、固定堰が多くあるのですが、それを水位が上がると自動的に倒れるような可動堰に改修をして、流下能力の向上を図りたいと考えています。

○事務局（中村調査課長）

16ページ目です。河道掘削等の実施に関する部分について、各掘削の実施区間を変更原案の中で記載しています。

17ページ目が各河道掘削の区間の代表断面での掘削のイメージ図を記載しています。

18ページ目が、河道掘削に関しての補足説明です。変更原案で記載している、仁淀川の国管理区間での河道掘削の全体の位置図です。これまで下流区間で河道掘削を実施してきておりましたが、上流区間でも今回河道掘削を予定しており、その内容を記載しています。汽水域上流の掘削にあたっては、掘削ラインは平水位以上を基本、上下流一律で画一的な河道形状を避けるなどの工夫を行い、瀬・淵環境やレキ河原を保全する形状で今後検討し、実施していきたいと考えています。

19ページ目が、八田堰の改良に関する記載内容です。八田堰の改良について、今後調査検討し、必要な対策を実施することを記載しています。

20ページ目が、八田堰改良に関する補足説明です。今回の整備計画変更後の目標流量が流下した場合には、洪水時の八田堰の堰上げによって、八田堰上流の水位が上昇するため、洪水を安全に流下させるために、八田堰での何らかの対応が必要となります。改良の内容については、まだ何も決まってる状態ではございませんので、今後、関係機関と協議を行い、利水機能の保持、自然環境、景観の保全、今後の計画高水流量を見据えた段階的な改良ができるような構造を関係機関と協議し、検討していきます。

21ページ目です。既設ダムの有効活用について、必要な調査、検討を実施していくことを記載しています。

22ページ目が、既設ダムの有効活用に関する補足説明です。仁淀川の上流域には、治水の

ダム、電力関係の利水ダムが幾つか存在しておりますが、これらのダムを対象に既設ダムの有効活用をできるものがないか、今後その可能性について必要な調査検討を実施します。

23ページ目も既設ダムの有効活用についての補足説明です。まず、堤体の嵩上げということで、ダム本体の高さを高くして、ダムに貯められる水の量を増やし、洪水時に多く水を貯められるようにする方法や、長安口ダムの改造事例のように、洪水を流すゲートを増設して、それに伴ってダムの決められた容量の計画を振り替えて、洪水を貯める時に使う量を多くし、下流へ流す水の量を減らす対策などがあります。仁淀川にあります大渡ダムで有効活用する場合に考えられる例としては、利水容量を治水に活用できないかや、長安口ダムのような放流施設を増強して、洪水調節に使える容量を増大できないかなどを今後検討していきます。

24ページ目です。遊水地について変更原案にこのように記載をしております。詳細な位置、諸元はまだ決まっておりますが、候補箇所として、上流箇所では越知町の写真の付近を中心に検討を実施しています。下流では土佐市の高岡付近を中心に候補地として検討を実施し、今後地域住民の意向等も踏まえ、地域の経済活動や環境面も考慮して、詳細な位置や諸元を決めていきます。

25ページ目が、遊水地についての補足説明です。遊水地の仕組みということで、図のように水を貯める箇所の周りに周囲堤、囲繞堤や越流堤、排水樋門などを造り、洪水時にこの遊水地の中に水を貯めて、洪水が終わってから排水樋門で遊水地内の水を排水し、下流に流れる水の量をこの遊水地で減らすという効果があります。遊水地の事例でありますように、全国の河川でも幾つか遊水地を整備されている事例があります。また、遊水地内の土地利用の方法として、遊水地整備後も引き続き土地利用ができる状態で整備する地役権方式や、遊水地内の土地を全て遊水地専用として使う全面掘削方式という方法があります。

26ページ目です。遊水地内の土地を遊水地整備後も利用する場合の、整備と効果のイメージを説明します。上半分は遊水地が整備されていない現在の場合です。平常時は川の中に水が流れていますが、中小洪水時は、川側に堤防等がないので田畑が浸水するような状況になり、更に大規模洪水が来た場合は、浸水の範囲も拡大して、この絵のような周辺の状況だと家屋があるところまで浸水が拡大するケースもあるようなイメージです。下半分が遊水地を整備した場合のイメージで、平常時のところに赤文字で周囲堤、囲繞堤、越流堤と書いていますが、このような遊水地として効果を発揮するために必要な施設を整備いたします。中小洪水時には遊水地内には水は入ってこないで、遊水地内の田畑は浸水なく営農が継続できるようになります。大規模洪水時には、遊水地内に水を貯めて下流へ流す水の量を減らすというような効果を発揮するものとなります。

○事務局（高知県 坂本チーフ）

27ページお願いします。県管理区間の整備の内容についてご説明します。まず、波介川について、堤防の嵩上げの現在考えている具体的な場所について説明します。地図で赤く線を引いている、堤防高さが不足する2か所で堤防の嵩上げを実施するように考えています。具体的な場所というと、蓮池で約200m。少し上流の甲原や東鴨地で約1.2km堤防の嵩上げ工事をする

ことで、引き上げた目標流量を安全に流せるような対策を行います。

28ページをお願いします。日下川の支流の長竹川です。長竹川は日高村と佐川町の境付近で日下川に合流する川になっており、佐川の加茂を国道33号に沿って流れている川になります。県管理区間の全区間にわたって流下能力が不足していますので、河道の拡幅工事や堰の改修を実施します。

○事務局（中村調査課長）

29ページ目です。ポイント3が施設の能力を上回る洪水等を想定した対策の実施ということで、1点目が堤防の強化です。詳しい場所は後ほどご説明させていただきますが、いの町の堤防において、護岸整備や高水敷の拡幅等によって堤防を強くするような工事を実施します。将来的にはまちづくりと一体となって、堤防の強靱化、利活用方策を検討して、推進していくことも追記しています。

2点目が河川防災ステーション、水防拠点の整備ということで、災害時の迅速な対応に必要な河川防災ステーション。また MIZBE ステーションとして地域の賑わいを創出するような整備を行っていきます。

30ページが、堤防の強靱化に関する記載内容です。

31ページです。堤防の強靱化について、場所はいの町の中心市街地が隣接する仁淀川の左岸側の堤防になります。この場所は、仁淀川が洪水によって氾濫した場合、家屋が倒壊するエリアが広がっており、浸水する深さも全域でほぼ5mと、甚大な被害が想定されているエリアです。そのため、安全に逃げる対策は引き続き強化しますが、護岸の整備と高水敷の拡幅による堤防の強靱化を進めることを今回計画しています。短期、中期的には堤防の川側の護岸整備や、高水敷の拡幅で堤防を強くしまして、広がったエリアなどは併せて公園の整備などを行い平常時も利用できるような形を検討していくことを考えています。また、将来的な計画として、宅地側に堤防を拡幅して更なる堤防強化を図ります。また、そのスペースを使って、公園、防災拠点、民間施設の占用なども併せて検討を行い、いの町のまちづくりと一体となった検討をしていきます。

32ページ目です。河川防災ステーションについて、変更原案の中でこちらのページのとおり記載しており、現在予定している候補箇所としては、土佐市の高岡、中島付近で河川防災ステーションを整備することを検討しております。

33ページです。今回の変更原案の中で記載をしております、治水対策のメニューの全体像を1枚にまとめた図で、これまでご説明しました河道の掘削や堤防の強靱化、遊水地、河川防災ステーションなどの予定箇所を仁淀川の流域図の中に記載をしております。

34ページ目が、ポイント4についてです。ポイント4は流域治水の推進に関する内容です。仁淀川流域においては、これまで関係機関と流域治水協議会を設置して、流域治水の取組を推進してきたところです。昨年度8月には、気候変動の対応を踏まえた流域治水プロジェクト2.0を公表し、流域治水の推進を図ってきました。引き続き河川管理者を中心とした取組だけでなく、多様な主体での取組の連携を推進するということと、波介川、宇治川、日下川地点におい

でも、流域治水プロジェクト2.0を策定して公表しておりますので、これらの対策も併せて推進します。この流域治水のこれまでの取組、推進の状況について、今回の変更原案の中にも記載しています。

35ページ、36ページ目が、先ほどご説明しました流域治水推進に関する変更原案の追記内容です。

37ページ目がポイント5についてです。ポイント5は、これまで説明しました治水対策メニューとともにやっていく河川環境に関する内容です。仁淀川らしい豊かな河川環境の保全・創出を図り、治水と環境の両立を目指します。

1点目が、水質の保全です。地域住民への水質の保全に関する啓発活動、情報の共有化、地域による清掃活動を引き続き実施していきます。支川の相生川の白濁化についても、完成した仁淀川の相生川浄化施設も稼働することで、仁淀川本川については、現在の水質を維持するとともに、更なる水質の改善によって全国で水質が最も良好な河川であり続けることを目指します。また、支川の日下川、宇治川、波介川については、水質の改善を図って更に上位の類型の環境基準の達成を目指します。

2点目が、河川環境の保全・創出に関してです。地域住民や関係機関と連携して河川環境の維持・保全に引き続き努めること、グリーンインフラの取組や生態系ネットワークの形成を図る。また、より豊かな自然環境を保全・創出するために、必要な整備を実施していくということで、河川整備と併せて行っている河川環境の保全と創出に関する取り組みについても今回変更原案に追記しています。

38ページ、39ページ目が、先ほどご説明しました水質の保全に関する変更原案で追記しているページです。

40ページ目が、水質に関しての補足説明です。仁淀川の水質の現状と課題について、仁淀川は環境基準の類型でいきますと、AA 類型ということで、支川の宇治川、波介川、日下川などの支川は、A から C の類型というような状況で、近年は全地点、環境基準を満たしていますが、支川については、更に上位の類型を目指します。また、相生川の水環境整備について、完成している浄化施設の整備や、いの町や製紙の事業者の取組によって、放流水の目標水質を達成できている年は少ないものの、写真のように白濁化を減少させるというような効果も着実に発揮してきておりますので、引き続き地域と連携した取組を發揮していくということで、今後も水質調査や水生生物調査、清掃活動など、地域と一体となった水質改善の取組を実施していきます。

41ページ、42ページ、43ページ目が、ポイント5の2点目で説明した河川環境の保全と創出に関する変更原案の追記の内容です。44ページ目が、新規に追加しており、外来種の防除についても、河道掘削に併せて実施することを追記しています。また、河川の連続性の確保ということで、横断工作物の改良等がある場合は、水生生物の移動を考慮した構造を検討して、必要に応じてモニタリングを実施することを記載しています。

45ページ目が、仁淀川の河川の環境に関する補足の説明です。仁淀川の特徴的な自然環境

で、こちらが仁淀川の環境区分図です。水色の箱書きに記載しているように良好な河川環境がある一方で、ピンク色の箱書きで記載しておりますような形で、課題のある箇所が仁淀川の中にもまだあるのが現状です。

このような仁淀川の現状と課題を踏まえ、今回の変更原案の作成にあたって、河川環境の評価結果と保全・創出の方針として検討し、変更原案に追記を行っています。内容として、上から記載しておりますが、生物の生息場としての評価、及び生物相としての評価を、良好な河川環境、課題が見られる河川環境ということで、青字、赤字で記載しています。これを踏まえて河川環境の総合評価ということで整理を行いました。評価結果を踏まえ、河川環境の保全と創出の方針を検討した結果が下半分の部分になります。まず、河川環境の保全として上の赤字、青字の2行の部分として整理をしています。現状の良好なレキ河原等の保全、維持をしていくこと、広範囲の改変を行う場合には、生物の生息等の保全を行いながら段階的に整備していくこと、河川環境の創出という部分で、下の赤字2行の部分ですが、水際自由度が低い河口の汽水域においては河川環境に合わせてワンド・たまり、レキ河原等を創出していくこと、河川環境が劣化傾向にある箇所においては自然再生等で創出を行っていきます。

以上が変更原案のポイントです。

## 質疑応答

### ○司会（宮地事業対策官）

ただいまより、皆様からのご意見、ご質問を受けたいと思います。ご意見、ご質問をいただくにあたりまして、お願いがございます。まず、発言される前に挙手をお願いいたします。私の方からご指名させていただきますので、マイクがお手元に届きましたら、居住地、お名前をおっしゃっていただいた後に、発言をお願いいたします。なお、匿名希望の方につきましては、匿名でも構いません。いただきました意見につきましては、お名前等の個人情報等を除いて公表させていただきます。また、発言の際は、マイクを通してのご発言をお願いいたします。

それでは、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

### ○参加者1

本日はありがとうございました。本当に治水が私達にとって命の手綱でございますので、よろしくをお願いいたします。1点だけ、ポイントからずれるかも分かりませんが、県の河川課の方にお尋ねいたします。

15ページで堤防の高さが不足する部分の説明がございました。その後、具体的に蓮池、東鴨地という説明を受けました。私が一番、今心配しているのは、東鴨地の波介川のすぐ近くに産業廃棄物の施設が設置されております。今、2,100 m<sup>2</sup>と小さいですけれども、県の許可が出ましたら、だんだん1ha、8,900 m<sup>2</sup>ぐらいの土地を持つるので、だんだん波介川の近くに大きな産業廃棄物の施設ができていこうと想定しながら。心配してるところです。だから、今、東鴨地という名前が出たので、今の産業廃棄物の施設は非常に近くです。東鴨地のどの辺

りになるのか教えていただきたいです。よろしくお願いいたします。

○事務局（高知県 坂本チーフ）

具体的な場所、だいたい1.2k 区間になるのですが、お示ししている内容から、今後、測量などをしながら必要な区間をもっと細かく精査をしていく予定です。現在考えているのが、高速の土佐パーキングエリアから若干下流のところ、国道56号のほうから甲原川という支川が出てきています。その区間辺りから上流で約1.2kmなので、ちょうどパーキングエリアがあると思いますが、パーキングエリアの少し上流の辺りまでの区間が、甲原から東鴨地と申しましたが、その区間で堤防の嵩上げ工事をやっていきたいと考えています。

○司会（宮地事業対策官）

よろしいでしょうか。

○参加者1

ありがとうございました。また良かったら詳しい地図とか、その辺をご指導いただけたらありがたいです。

○事務局（高知県 坂本チーフ）

整備計画が正式に変更原案どおりになった場合は、これから測量であったり、手順を踏んで行っていきますので、その都度説明はさせていただくようになってます。

○参加者1

その都度の説明もですけれども、今、何回も言いましたように、産業廃棄物の設置が、もう県が認可しようという段階にきておまして、私は色々なことを心配しているので、この件も含めて波介川に直近した、お話を聞きまして、より一層不安が増えましたので、よろしくお願いいたします。

○司会（宮地事業対策官）

他にご意見等ございませんでしょうか。

○参加者2

本日は治水ということで、土地改良区は、鎌田井筋を利用していますので、利水とまた両極端な意見になると思うんですけども。一つ教えていただきたいのが、資料の18ページのほうに、加田の掘削箇所、14k 地点、15k 地点のところは改良区の取水口があるんですけども、気温上昇に伴って断面積を確保するという事は十分理解できますが、治水だけの目的でなるとは思うんですけども、この掘削をすることによって、この取り入れ口等に水が取水ができなくなる可能性、利水の関係ですけども。そういったことは考慮していただけるのでしょうか。特に加田地区の15k 地点のところはかなり、キャンプ場のところですぐ上流にありますので、そういうところもちょっと心配しています。

○司会（宮地事業対策官）

18ページの鎌田井筋につきまして、河道掘削の影響によって取水できなくなるのではないかとこの質問でよろしいでしょうか。事務局、お願いします。

○事務局（壬生副所長）

ご質問ありました鎌田井筋の取水口がある場所ですが、この加田地区の掘削については、資料にお示しした断面図で掘削することを予定していますが、実際に掘削する際は、そういった利水に影響がないように注意・調整しながら掘削に入っていきたいと考えています。

○参加者 2

ありがとうございます。恐らく、H・Q等の関係で変わってくると思いますので、関係機関等と調整、お話し合いしながらお願いします。ありがとうございます。

○司会（宮地事業対策官）

その他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

○参加者 3

丁寧なご説明ありがとうございました。先ほど話にも出てた18ページの河道掘削について、少し教えていただきたいことがあるので、質問させていただきます。今回のメニュー、この河道掘削って結構大きなメニューになっているかと思うのですが、ちなみにこの河道掘削をされた土砂の今後の利活用とか使い道みたいなのを、何か計画上考えられてたら教えていただきたいのと、掘削した後の河床というのは、やっぱり洪水の後にまた溜まってきたりして、イタチごっこになる可能性もあるので、その辺はどのように考えられてるのかご説明いただけたらありがたいです。

○司会（宮地事業対策官）

河道掘削後の土砂の有効活用と、再堆積に関するご質問ということで、事務局からお願いいたします。

○事務局（中村調査課長）

ご質問ありがとうございます。掘削土の活用方法について、今後河道掘削で大量の土砂が出てくることとなりますが、有効利用を考えておりまして、今回の整備メニューに入っております。また、関係者と合意を得た上でということとなりますけれども、海岸の養浜材などに活用することや、他の関係機関で実施する工事などにも有効活用してもらおうなど、できるだけコストを削減するような方法を考えております。

掘削後の再堆積につきましては、河道掘削の実施にあたっては、例えば掘削ラインを朔望平均干潮位とか平水位を基本として斜め掘削にすることによって再堆積を抑制できないかという方法など再堆積を抑制する掘削方法を検討の上、実施していきたいと考えております。また、掘削方法だけでは対応できずに再堆積する部分も出てくるかと思っておりますので、そういう部分につきましては、必要に応じて維持的な掘削を実施したいと考えております。

○参加者 3

ありがとうございます。限られた予算で、河川管理をされてると思いますので、二度手間、三度手間にならないように工夫した掘削のやり方を考えていただければと思います。ありがとうございました。

○司会（宮地事業対策官）

その他、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。ご質問がないようでしたら、これで質疑のほう、終わらせていただきたいと思います。

### 3. 閉会

○司会（宮地事業対策官）

そうしましたら、定刻より少しお時間早いですが、ご意見のほうも出尽くしたようですので、終了させていただきます。本日は、長時間にわたり、貴重なご意見、ご質問をいただきまして、誠にありがとうございました。本日いただきました意見等につきましては、十分に検討の上、今後の仁淀川水系河川整備計画にできる限り反映させていただきます。

以上をもちまして、土佐市会場での仁淀川流域住民の意見を聴く会を閉会させていただきます。追加のご意見、ご質問等がございましたら、会場の後方、机の上にご意見投入箱を用意してございます。こちらに投函いただくか、各自治体に意見箱を設置してございますので、そちらに投函していただきますようお願いいたします。その他、FAX、電子メール等での提出もいただけます、パブリックコメントも6月14日まで実施しておりますので、ニュースレターに記載しております指定の提出方法によりまして、ご提出のほうお願いいたします。

それでは、本日は誠にありがとうございました。